

長浜市

人権施策推進基本計画



平成 31 年（2019 年）3 月改定

長 浜 市

目次

第1章 計画策定の背景.....	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 計画の位置づけ.....	2
3. 市の基本姿勢.....	3
(1) 人権尊重の視点に立った行政の推進.....	3
(2) 市民との協働の推進.....	3
4. 計画の見直し.....	3
第2章 人権問題に関する動向.....	4
1. 国際的な動向.....	4
2. 国内における動向.....	5
3. 滋賀県内における動向.....	6
4. 長浜市における状況.....	6
第3章 計画の基本的な考え方.....	7
1. 人権施策における長浜市の将来像.....	7
2. 計画の基本理念.....	7
3. 計画の体系.....	8
第4章 基本的施策の推進.....	9
1. 人権学習・啓発の推進.....	9
(1) 現状と課題.....	9
(2) 施策の方向性.....	11
2. 相談・支援体制の充実.....	16
(1) 現状と課題.....	16
(2) 施策の方向性.....	16
第5章 さまざまな分野における施策の推進.....	17
1. 女性の人権問題.....	17
(1) 現状と課題.....	17
(2) 施策の方向性.....	18
2. 子どもの人権問題.....	19
(1) 現状と課題.....	19
(2) 施策の方向性.....	20
3. 高齢者の人権問題.....	22
(1) 現状と課題.....	22
(2) 施策の方向性.....	23

4. しょうがいのある人の人権問題.....	24
(1) 現状と課題.....	24
(2) 施策の方向性.....	25
5. 同和問題.....	27
(1) 現状と課題.....	27
(2) 施策の方向性.....	28
6. 外国人の人権問題.....	29
(1) 現状と課題.....	29
(2) 施策の方向性.....	30
7. 患者の人権問題.....	31
(1) 現状と課題.....	31
(2) 施策の方向性.....	32
8. セクシュアルマイノリティの人権問題.....	33
(1) 現状と課題.....	33
(2) 施策の方向性.....	34
9. インターネットにおける人権問題.....	35
(1) 現状と課題.....	35
(2) 施策の方向性.....	36
10. その他.....	37
第6章 人権施策の推進体制.....	39
1. 長浜市人権尊重審議会.....	39
2. 庁内組織.....	39
3. 関係機関・団体との連携.....	39
資料編.....	40
1. 用語集.....	40
2. 人権に関わる法制定の歴史.....	46
3. 計画の策定経過.....	49
4. 推進体制に関する規則・委員名簿など.....	50
(1) 長浜市人権尊重審議会.....	50
(2) 長浜市人権尊重と男女共同参画推進本部.....	52
5. 全文紹介.....	55

文章中、※印のついた用語は、巻末の資料編の「1. 用語集」に解説があります。

また、★印のついた用語は、巻末の資料編の「5. 全文紹介」に文書を全文掲載しています。

第1章 計画策定の背景

1. 計画策定の趣旨

平成18年（2006年）に1市2町が、その後、平成22年（2010年）に1市6町が合併した長浜市（以下「本市」という。）は豊かな自然と、数多くの歴史的遺産に囲まれ、約12万人の市民が暮らしています。

「人権」とは、私たちが自分らしくしあわせに生きる権利であり、いつでも、どこでも、そして誰もが等しく保障されるべき権利として、人々の暮らしの中に存在しています。人権尊重とは普遍的原理であり、本市においても、人権学習と啓発を中心とした人権施策の推進を図ってきました。

本市では、平成18年（2006年）9月に、差別のない平和で明るいまちをつくるという願いと決意を持って「長浜市人権尊重都市宣言*」および「人権が尊重されるまち長浜をつくる条例*」を制定しました。それに基づき、市と市民の果たすべき役割とその方向性を明らかにし、行政全般にわたって人権尊重の視点で施策を推進するために、平成23年（2011年）9月に「長浜市人権施策推進基本計画」を策定しました。その後、自治会における人権学習会の推進や人権に関する相談窓口の充実といった取組を進めてきました。

しかし、社会情勢の移り変わりにより、既存の人権問題の変化や、新たな人権問題が発生し、従来の取組では対応できない状況になりつつあります。また、平成28年（2016年）には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」の3つの法律が施行され、人権に関する法制度の状況も変容しています。

これらの現状をふまえ、時代にあわせた人権施策を推進するために、今回「長浜市人権施策推進基本計画」を改定することとなりました。

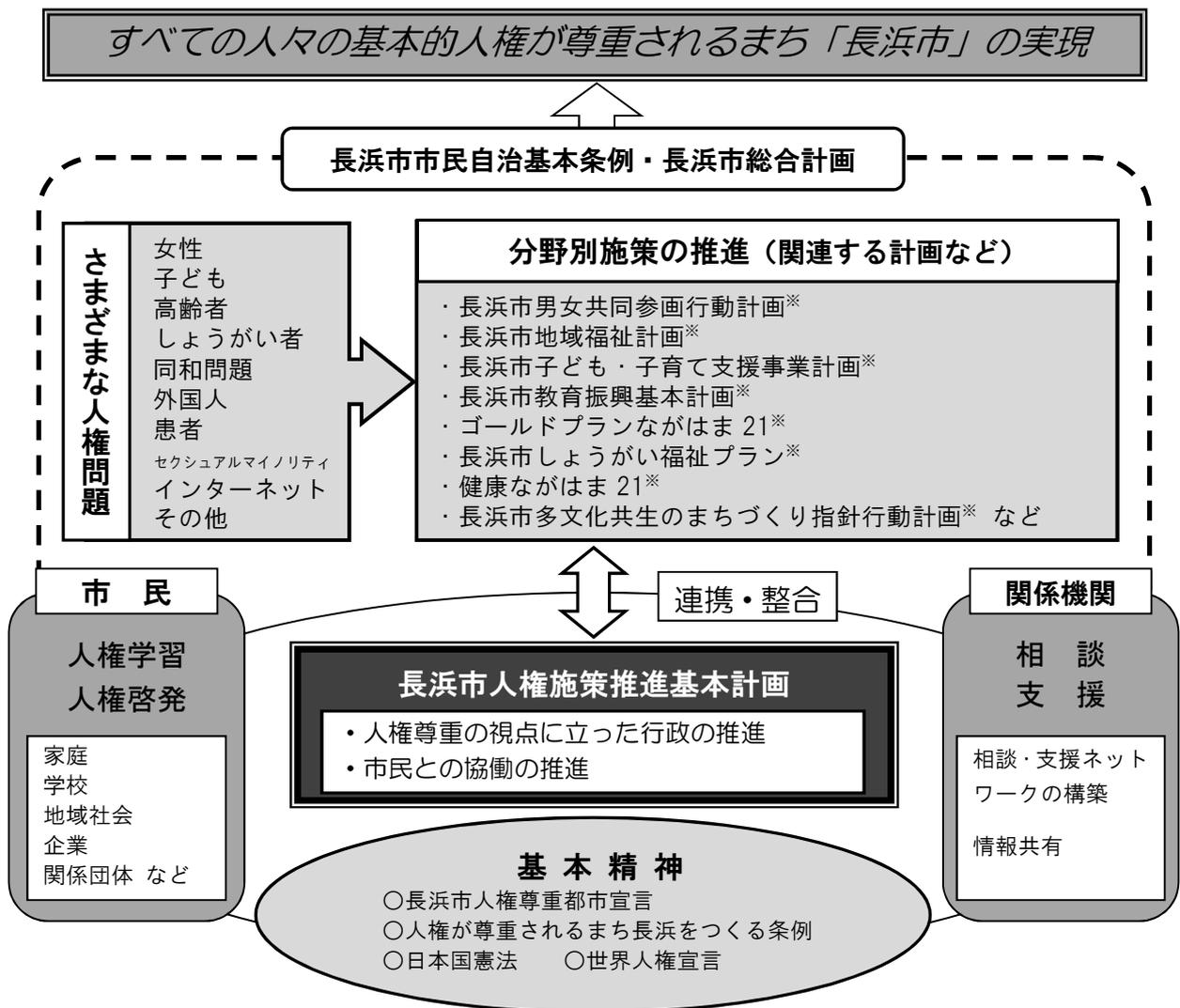
なお、計画の改定にあたり、市民の人権に対する意識を調査し、計画に反映するため、18歳以上の長浜市民の中から3,000人を無作為抽出し、「人権に関する市民意識調査」を実施しました。

2. 計画の位置づけ

この計画は、「人権が尊重されるまち長浜をつくる条例」第4条と「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律*」第5条、および「長浜市人権尊重都市宣言」にうたわれている内容に基づき、人権尊重のまちづくりに向けた本市の考え方や各分野の現状と課題、それらに対する施策の方向性を明らかにするものとします。

また、「長浜市市民自治基本条例*」や「長浜市総合計画*」をはじめとする、本市における他の計画や指針などとの整合を図り、市の行政全般にわたり人権尊重の視点で施策を推進するための基盤となる計画とします。

なお、この計画が定める人権施策とは、「人権が尊重されるまち長浜をつくる条例」に定められた“市の役割”と“市民のつとめ”をふまえた『人権学習』および『人権啓発』の推進、国・県など関係機関の役割をふまえて市が行う『人権相談業務』とします。



3. 市の基本姿勢

(1) 人権尊重の視点に立った行政の推進

人権を尊重するという視点は、市民生活のすべてに関わるものであり、市は行政全般にわたり、人権尊重を基礎として施策を推進します。

このためには、市職員が人権問題を正しく理解・認識し、職員一人ひとりの人権意識の高揚を図ることが重要です。

○庁内推進体制の整備

「長浜市人権尊重と男女共同参画推進本部^{*}」を中心として、人権学習および人権啓発を体系的・計画的に実施するための調整を図るとともに、人権に関わる庁内の相談体制の充実に向け、組織的な検討を行います。

○人権研修の充実

市職員の人権問題に対する理解と認識を深め、行政全般にわたり人権尊重の視点で業務が遂行されるよう、人権研修を行います。

(2) 市民との協働の推進

「人権が尊重されるまち長浜をつくる条例」にうたわれている“市の役割”と“市民のつとめ”は、表裏一体の関係にあります。人権尊重のまちづくりは、市の施策だけで進められるものではなく、市民一人ひとりが、自らの人権に関するさまざまな問題に「気づき」、「考え」、「行動する」ことによって実現されるものです。

市は、人権尊重のまちづくりに向け、市民との共通認識や協力関係を構築できるよう、働きかけを行います。

4. 計画の見直し

社会情勢の変化および国・県の動向などをふまえ、適宜、計画の見直しを行うものとします。

第2章 人権問題に関する動向

1. 国際的な動向

大量虐殺や特定の民族への迫害など、第二次世界大戦で行われた人権侵害や人権抑圧に対する反省は、人々の平和への願いを強くし、世界平和の実現と人権尊重の柱として、昭和20年（1945年）に国際連合が設立されました。昭和23年（1948年）の第3回国連総会では、「世界人権宣言*」が採択され、“基本的人権の尊重”は国際社会で取り組む共通の基準であるとされました。

その後、「国際人権規約*」、「女子差別撤廃条約*」、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）*」、「人種差別撤廃条約*」など、多くの人権条約が採択されるとともに、さまざまな人権に関する宣言や国際年も制定されました。

また、平成6年（1994年）の国連総会では、平成7年（1995年）から平成16年（2004年）までを、「人権教育のための国連10年*」とすることが決議され、世界各国における人権教育の普及のための取組として「人権教育のための国連10年行動計画」が採択されました。これにより、“人権”という人類共通の普遍的文化（以下「人権文化*」という。）の重要性が認識されるとともに、人権文化の構築に向けた取組が、世界的な規模で進められることとなりました。「人権教育のための国連10年」終了後の平成16年（2004年）には、「人権教育のための世界計画*」が国連総会において決議されています。この計画は「高等教育のための人権教育」および「教育者、公務員、法執行者や軍隊への人権教育プログラム」をテーマとする「第2フェーズ」（平成22年（2010年）～26年（2014年））を経て、現在は同テーマで「第3フェーズ」（平成27年（2015年）～31年（2019年））の取組が各国で展開されています。

さらに、平成27年（2015年）の国連総会で採択された、「持続可能な開発目標（SDGs）*」では、ジェンダー*平等の実現や、人や国の不平等の是正といった人権に大きく関わるものを含めた目標などが掲げられ、すべての人類が取り残されず、平和に暮らせる持続可能な世界の実現に向けた取組が各国で展開されています。

そして、平成30年（2018年）12月10日、世界人権宣言は採択70周年を迎えました。しかし、世界各地では、今なお地域紛争や内戦でいのちを脅かされている人々がたくさんいます。貧困や飢餓に苦しんでいる人々も大勢います。このように人権を抑圧されている人々は、国際的な人権基準の普及を必要としているにも関わらず、その内容を十分に知らされていない状況にあるため、上記の取組を生かしていくことが望まれています。

2. 国内における動向

日本における人権尊重の理念は、日本国憲法の下で確認されており、その第 14 条で「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と記されています。

日本では、「国際人権規約」をはじめとしたさまざまな人権関係諸条約などが批准されるとともに、「人権教育のための国連 10 年」の国連決議を受け、平成 9 年（1997 年）に国内行動計画が策定されました。

平成 12 年（2000 年）には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、地方公共団体の責務として、国と連携を図りつつ地域の実情をふまえた人権教育・人権啓発に関する計画を策定し、施策を実施することが明記されました。また、同法の規定に基づき、平成 14 年（2002 年）に「人権教育・啓発に関する基本計画^{*}」が策定されました。

わが国特有の人権課題である同和問題については、昭和 44 年（1969 年）に「同和对策事業特別措置法^{*}」が施行され、平成 14 年（2002 年）まで国策として、解決に向けた同和对策事業に取り組んできました。その後は、同和問題に関する法律は制定されていませんでしたが、依然として偏見や差別が完全には解消されていないことから、平成 28 年（2016 年）12 月に「部落差別解消推進法」が成立・施行され、地方公共団体は部落差別の解消に向けて、地域の実情に応じた施策を講ずることが求められています。

また、しょうがいのある人の人権に関しては、平成 24 年（2012 年）10 月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行され、しょうがいのある人に対する虐待の禁止などが定められました。さらに、平成 28 年（2016 年）4 月には「障害者差別解消法」が施行され、しょうがいのある人に対する不当な差別的取扱いの禁止と、合理的配慮の提供が国や地方公共団体などの行政機関に義務化されました（民間の事業所等は努力義務）。

このほか、深刻化する児童虐待^{*}を予防するための「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」の施行（平成 12 年（2000 年）11 月）、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的とした「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）^{*}」の施行（平成 27 年（2015 年）9 月、一部は平成 28 年（2016 年）4 月）、特定の人種や民族への差別をあおる「ヘイトスピーチ」を解消することを目的とした「ヘイトスピーチ解消法」の施行（平成 28 年（2016 年）6 月）、国内における持続可能な開発目標の取組を進めるための 8 つの優先課題と具体的施策を掲げた「SDGs 実施指針^{*}」の決定（平成 28 年（2016 年）12 月）など、広い分野での人権推進に向けた法制度の整備などが進んでいます。

3. 滋賀県内における動向

滋賀県では、国の「人権教育のための国連 10 年」の国内行動計画に基づき、平成 10 年（1998 年）に「人権教育のための国連 10 年滋賀県行動計画」が策定されました。さらに、平成 11 年（1999 年）に滋賀県人権施策推進懇話会が設置され、平成 12 年（2000 年）には、人権施策推進のための基本理念や推進体制などについて提言がまとめられました。

この結果、平成 13 年（2001 年）に「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」が施行されるとともに滋賀県人権施策推進本部が設置されるなど、人権施策の推進体制が整えられました。また、この条例に基づき設置された滋賀県人権施策推進審議会から「人権施策の総合的な推進を図るための基本となる方針について」の答申が出されたことを受け、平成 15 年（2003 年）に「滋賀県人権施策基本方針^{*}」が策定されました。この基本方針では、県が推進する施策として“人権意識高揚のための教育・啓発”と“人権が侵害された場合の救済手段としての相談・支援体制の充実”の 2 つが掲げられています。

その後、平成 16 年（2004 年）に「人権意識高揚のための教育・啓発基本計画」が策定され、平成 23 年（2011 年）3 月に、「滋賀県人権施策推進計画^{*}」が策定されました。そして、平成 28 年（2016 年）3 月に同計画の改定が行われ、県の人権施策全般にわたる計画として、その推進が図られています。

4. 長浜市における状況

本市では、同和問題の解決に向けた取組をはじめさまざまな人権施策の推進に取り組んできました。

平成 18 年（2006 年）9 月には、差別のない平和で明るいまちをつくるという願いと決意を持って「長浜市人権尊重都市宣言」および「人権が尊重されるまち長浜をつくる条例」を制定しました。それに基づき、「長浜市人権尊重審議会^{*}」を組織し、本市における人権施策のあり方について、検討を重ねています。

また、「長浜市人権尊重都市宣言」の趣旨や「人権が尊重されるまち長浜をつくる条例」の目的を達成するために、平成 23 年（2011 年）9 月に「長浜市人権施策推進基本計画」を策定しました。同計画では、「長浜市人権尊重都市宣言」に掲げられている「すべての人々の基本的人権が尊重され、かけがえのない人生をよりしあわせにすごせる社会の実現」をめざし、人権問題の各分野について、人権学習・啓発の推進と相談・支援体制の充実を行ってきました。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 人権施策における長浜市の将来像

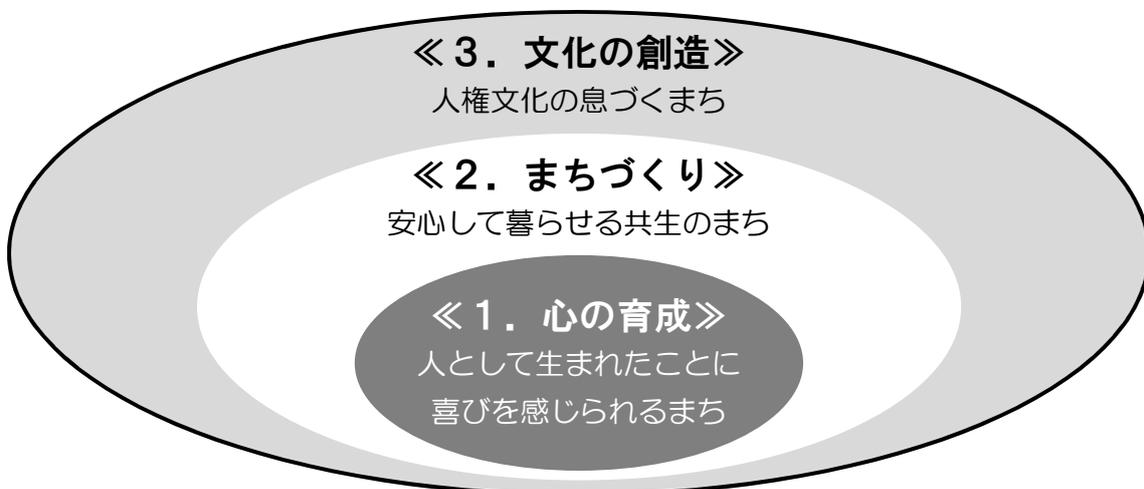
本市では、平成18年（2006年）9月に「長浜市人権尊重都市宣言」を制定し、人権に関する取組を進めてきました。この「長浜市人権尊重都市宣言」を人権施策における長浜市の将来像とし、本計画のめざす姿とします。

**すべての人々の基本的人権が尊重され、
かけがえのない人生をよりしあわせにすごせる社会の実現**

2. 計画の基本理念

長浜市の将来像を実現するための理念として、次の3つを掲げます。

1. ひとりの人間として、お互いを認め・理解し・尊重する心を育み、人として生まれたことに喜びを感じられるまちをつくります。
2. 市民相互の助け合いや、市民、行政、関係機関などの協働を大切に、安心して暮らせる共生のまちをつくります。
3. すべての市民のしあわせに生きる権利が最大限尊重された、人権文化の息づくまちをつくります。



3. 計画の体系

人権施策における長浜市の将来像

すべての人々の基本的人権が尊重され、
かけがえのない人生をよりしあわせにすごせる社会の実現

計画の基本理念

1. ひとり人間として、お互いを認め・理解し・尊重する心を育み、人として生まれたことに喜びを感じられるまちをつくりまします。
2. 市民相互の助け合いや、市民、行政、関係機関などの協働を大切に、安心して暮らせる共生のまちをつくりまします。
3. すべての市民のしあわせに生きる権利が最大限尊重された、人権文化の息づくまちをつくりまします。

さまざまな分野における施策

女性

子ども

高齢者

しょうがいのある人

同和問題

外国人

患者

※セクシュアルマイノリティ

インターネット

その他

基本的施策の推進

人権学習・啓発の推進

相談・支援体制の充実

第4章 基本的施策の推進

1. 人権学習・啓発の推進

(1) 現状と課題

人権尊重の社会づくりを推進している中で、残念ながら人権や生命を軽視する動きは、多様化・高度化する情報化社会において依然として存在しています。

そのような中、平成28年(2016年)には、人権問題に関する法律が3つ施行され、さまざまな分野において人権問題の解消に向けた法整備が進んでいることから、さまざまな人権問題や関連する動きについて、さらなる啓発・情報の提供に注力していく必要があります。

また、今回の計画の改定にあたり実施した「人権に関する市民意識調査」の結果をふまえ、人権学習・啓発を推進していきます。

以下に、主要な人権学習・啓発を行う場面として、「家庭」「学校・園」「地域社会」「企業」の4つの場面、そして近年社会と密接に結び付き、新たな人権侵害を生み出す場となっている「インターネット」を含めた5つの分野ごとに現状と課題を示します。

【家庭】

核家族化や地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く社会環境は大きく変化しており、それに伴い子育て家庭の孤立が進行し、親の育児負担が増大しています。また、親同士が互いに子育てについて情報交換したり学んだりする機会も少なくなっているといわれており、そうした社会からの孤立によって、子育ての不安やストレスを抱えている親が増えています。さらに、家庭の経済状況によっては、子どもが十分な食事や医療、学習を享受できない「子どもの貧困問題」も無視できない課題として世界的に取り上げられています。そして、これらのことが、児童虐待の要因になっていると指摘されています。

また、子ども以外にも、高齢者の介護の問題もあり、子どもから高齢者まですべての人が住みよい家庭を築くことが必要です。

【学校・園】

学校や園は、人権教育を行い、子どもの頃から人権意識を育むうえで重要な場所です。人権に関する市民意識調査の結果でも、人権学習・啓発活動の中で最も重要だという意見が多かったのは学校での人権教育であり、質の高い人権教育が求められています。

また、学校や園における人権侵害として、長年いじめが深刻な社会問題として取り上げられています。

【地域社会】

地域社会は、市民生活の基盤であり、一定の秩序と相互扶助で成り立っています。しかし近年は、人口減少、少子高齢化、核家族化、ライフスタイルの多様化などを背景に、地域社会の相互扶助機能の弱体化が問題となっています。すべての人が孤立せずに、役割と生きがいを持ってその人らしい生活を送れるように、地域住民や地域の多様な主体が参画し、世代の“支え手”“受け手”という関係を超え、地域がつながりあう「地域共生社会」が求められています。

【企業】

企業内における人権問題としては、セクシュアル・ハラスメント[※]やマタニティ・ハラスメント[※]などの女性の人権に関する問題や、パワー・ハラスメント[※]や採用・昇進の公平性に関わる問題、外国人労働者をめぐる問題、えせ同和行為[※]を含む同和問題、個人情報の管理など多様化しており、対応が複雑化するとともに、問題の本質が見えにくくなってきています。そのような中、人権問題は環境問題と並び、企業における社会的責任（CSR：corporate social responsibility）として取り組むことが求められています。

また、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）[※]」の実現が社会的に取り組むべき課題として取り上げられており、労働者の仕事・家庭生活・地域活動・自己実現といった活動を十分行える環境づくりが求められています。

【インターネット】

通信技術の発達により情報化の進展した現在では、インターネットを利用して世界的な情報を即時に得られるようになりました。しかしその反面で、インターネット上にはさまざまな情報が氾濫しており、匿名での情報提供が可能な特性を悪用して、本人の了解なしにプライベートな情報を公表したり、個人を誹謗中傷したり、差別的な内容を書き込んだりするなど、いじめや人権侵害につながる事例が発生しています。また、企業や医療機関、学校などにおける個人情報の流出も頻発しており、それぞれの社会的な責任として、情報を外部に漏らさない、持ち出さないという適切な管理が求められています。

(2) 施策の方向性

① あらゆる場や対象をとらえた人権学習・啓発の推進

人権尊重のまちづくりには、子どもから高齢者まですべての市民が、人と人とのつながりを大切にし、お互いの人権を尊重して生活することが求められます。

そのために、家庭、学校・園、地域社会、企業などのあらゆる場を通じ、さまざまな機会において人権学習および人権啓発を進めます。

【家庭】

家庭は、子どもがいのちや人権の大切さを理解するとともに、基本的な生活習慣やマナーを身につけ、人格形成の基礎を培う場として重要な役割を担っています。豊かな心は、何気ない日常の暮らしの中で育まれるものであり、家庭における大人の人権意識を高めることが、子どもの健やかな成長に大きな意味を持っています。

そのため、特に子育て世代に対しては、適切な育児情報の提供や相談事業の充実などにより子育てへの不安の解消に取り組むとともに、子育ての楽しさを実感できるような機会の提供を行います。家族が子ども一人ひとりの個性や能力を認め、子どもをあたたく育む家庭づくりをめざします。

また家庭は、子どもから高齢者まですべての人々の生活の場であり、憩いの場でもあります。育児・介護・家事などの役割を、性別や年齢に関わりなく、家族がお互いに助け合えるような関係を築くため、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発や固定的な性別役割分担意識*の解消に取り組みます。

このほか、児童虐待や高齢者虐待*、夫婦や恋人間の暴力(DV=ドメスティック・バイオレンス*)はいのちに関わる深刻な人権問題であるとの認識を広めるための啓発を行うとともに、問題の解決を図るための取組を進めます。



【学校・園】

学校や園は、子どもたちが混迷する社会に流されることなく、かけがえのない人権をお互いに尊重し合いながら、人との出会いや人間関係を通して、課題を解決していく力を育む場として、重要な役割を担っています。

そのため、子どもたちの発達段階に応じ、人間の尊厳に基づく「いのち」・「人権」を大切にする教育を行うことにより、生活の中で自分の感情や考えを適切に表現する力を育むとともに、相手の意見を受け止めることができるコミュニケーション能力や、問題を解決する能力などの向上を図ります。

さらに、学校や園は、周辺地域が直面している人権問題を把握し、その解決に向けて地域社会が一体となって取り組めるよう、家庭や地域との連携を深めます。

また、研修機会の充実を図り、教職員や保育士等の資質向上と指導力の強化をめざすとともに、人権教育推進のための指導者養成に努めます。

【地域社会】

あらゆる差別のない平和で明るいまちを築くためには、一人ひとりが人権問題を自らの生き方に関わる問題として受け止めるとともに、身近な生活の場において、お互いの存在を認め、尊重し、助け合う関係を築き、「人権を大切にする」輪を広げていき、「地域共生社会」を確立することが必要です。

そのため、まちづくりセンターなどの施設を拠点として、暮らしの身近な組織である「自治会」を単位とした人権学習を引き続き実施します。学習内容については、地域の実情に応じたテーマ選定とともに、幅広い年代の人々が共に学べるような手法で行っており、これをさらに推進することで、人権学習での「気づき」が、自治会活動やまちづくり活動に生かされ、人権尊重の視点が息づく地域社会の構築をめざします。

また、市は人権擁護委員[※]や人権擁護推進員[※]への情報提供と研修機会の充実に努め、人権擁護活動をサポートします。

【企業】

企業は社会を構成する一員であり、大きな社会的責任を負っています。

このため、企業内における人権研修の積極的な推進を働きかけ、採用や昇進などにおける機会均等、ハラスメントの防止など、すべての労働者の人権が尊重され、共に働きやすい職場づくりの啓発に努めるとともに、企業からの人権に関わる相談に適切に対応できるよう取組を進めます。

また、豊かな社会生活を営むためには、仕事・家庭生活・地域活動・自己実現といった活動を、バランスをとりながら展開できる「ワーク・ライフ・バランスの実現」が求められます。そのため、企業や関係機関との連携により、長時間労働の是正や在

宅等多様な勤務の推進をめざす働き方改革が実現できるような労働環境づくりの啓発を進めます。

【インターネット】

インターネットの普及により、インターネット利用者のマナー向上はもとより、インターネット上で不適切な書き込みを見つけたときや被害にあったときの対処方法の整備・周知、個人情報の適切な管理が必要となっています。

このような中、本市においては、平成18年（2006年）に「長浜市個人情報保護条例^{*}」を制定し、市関係機関における適切な個人情報の保護・管理をめざしています。

これをふまえ、子どもから高齢者まですべての人がインターネットの正しい利用マナーを身につけるための学習の推進や、インターネットで有害な情報を発見した場合の対処方法を身につける機会の提供を行います。また、市職員をはじめ関係者に対しては、個人情報の守秘と管理の徹底を行うための研修や啓発を実施します。

【人権に関わりの深い職業に従事する者（市関係について）】

○市職員

市職員は、人権問題の解決に向けその責務を自覚するとともに、人権に関わる知識や技量を身につけ、職場や地域で積極的に人権意識の高揚に向けて関わっていくことが求められます。

そのため、職場における人権研修の実施により人権問題の現状を正しく理解し人権感覚を磨くと同時に、さまざまな人権学習の機会に積極的に参画し、市民と共に地域の課題に気づき、学び、課題解決に向けた方策を考えるなど、地域の人権学習リーダーとしての役割も果たせるよう、職員の資質向上を図ります。

また、市職員一人ひとりが、個人情報の保護やプライバシーへの配慮に努め、人権尊重の視点で行政を進めます。

○就学前教育・学校教育関係者

教職員や保育士等には、自らの人権感覚を磨くとともに、子ども一人ひとりの発達段階に応じた指導を行えるよう、人権に関わる専門的な研修への参加を促します。

また、各学校や園において、他人を思いやる心やお互いを認め合う心、いのちを大切に作る心など、豊かな人間性を育むための自主的な研究活動を実施し、教職員や保育士等が相互に日々の実践や活動を交流し合うことで、人権教育への理解を深めます。

○人権啓発関係者

まちづくりセンター職員をはじめとする人権啓発にかかる関係者については、人権に関する幅広い識見を身につけ、地域における人権学習を支援する必要があります。特に、地域活動やまちづくり活動との連携・協働を図りながら、地域に根ざした人権学習を進めることが大切であり、地域の実情を把握し、適切な助言・指導を行うことが求められます。

そのため、さまざまな人権学習の機会に積極的に参画し、人権問題への理解や認識を深めることができるよう促すとともに、効果的な学習を展開するための指導力の向上を図ります。

○医療関係者

病院などにおいて医療業務に従事する医師、看護師および事務事業者などの医療関係者は、市民の健康といのちを守ることを使命としています。

そのため、患者やその家族に対するインフォームド・コンセント^{*}の確立、安全で安心な医療の提供、患者のプライバシーへの配慮、個人情報の保護など、一人ひとりの人権が尊重される医療の実現に努めます。

また、医療関係者一人ひとりが、人権尊重の意識に根ざした行動をとれるよう、職場における人権研修の取組を進めます。

○福祉関係

福祉の分野において、市民と接する機会の多いホームヘルパーやケアマネジャー^{*}などの介護サービス関係者や、福祉施設職員、社会福祉法人職員、社会福祉協議会職員、民生委員・児童委員^{*}などは、人権保障と市民福祉の向上に直接的な関わりを持っています。

福祉サービスの提供や地域福祉のための活動は、個人情報の保護とプライバシーへの配慮について十分留意したうえで、必要なサービス・活動が行えるよう、体制を整える必要があります。

また、福祉関係者のそれぞれが人権尊重の意識に根ざした行動をとれるよう、各職場や団体での研修機会の充実を図り、人権意識の向上をめざします。

○消防職員

消防職員は、市民のいのちと暮らしを災害から守ることで、社会の秩序を維持し、公共の福祉の増進に努めています。業務遂行にあたっては、個人情報の保護やプライバシーへの配慮に努める必要があります。

こうしたことから、消防職員の人権意識の高揚を図るため、職場における人権研修の取組を進めます。

② 効果的な人権学習・啓発の推進

市民一人ひとりが、人権問題についての正しい理解を深め、自らの問題として自然に人権に配慮した行動がとれるよう、効果的な人権学習・啓発に取り組みます。

【学習場面・啓発機会の拡充】

市民の暮らしのさまざまな場面や機会をとらえ、人権学習・啓発を進めます。

そのためには、学校・園、自治会、職場などで行われる人権学習の場に参加しにくい市民にも働きかける必要があります。そこで、これまで実施してきた子育て中の親子や高齢者を対象とした活動に加え、新たな学習場面や啓発機会の拡充を検討します。

【内容・手法の工夫】

人権学習については、対象者や場面に応じた内容を検討し、市民それぞれが主体的に学び合うことができるよう、参加体験型学習を進めます。また、市民の学習活動を助言・指導できるリーダーや、活動を支えるボランティアの育成を図り、内容の充実に努めます。

さらに、啓発にあたっては、情報をわかりやすく提供することに留意するとともに、市として統一的な啓発テーマを設定するなど、市民の関心を高める工夫をします。

【関係機関・団体との連携】

効果的な人権学習・啓発を行うためには、国・県や他市町との連携が必要であり、それぞれの機関にある教材や指導者などの情報を、お互いに共有していくことも大切です。

また、市は、各種団体における人権学習の取組を促すとともに、人権研修の実施にあたっては指導者の紹介や資料の提供などの協力を行います。

2. 相談・支援体制の充実

(1) 現状と課題

人権尊重のまちづくりには、人権に関する問題が起こった際に、被害者等からの相談を受け、適切な支援を行うことも必要です。

本市では、人権に関するさまざまな相談窓口の設置や、リーフレットなどを使用した周知活動を行っています。しかし、人権に関する市民意識調査の結果では、人権侵害されたときに半数以上の人は何もしていないと回答しており、多くの市民が相談窓口を知らない、あるいは知っているても利用しないことが課題となっています。

(2) 施策の方向性

① 相談機能の充実

人権に関する相談は、相談者自身が問題の所在を明らかにし、問題解決に向け主体的な行動がとれるよう支援することが大切です。また、個人のプライベートな問題を取り扱うことから、相談に対応する職員は、個人情報の保護に対する重要性の認識を一層高めることが求められます。

したがって、研修機会を通じて職員の資質向上に努めるとともに、個人情報の保護・管理を徹底します。

また、人権に関する総合的な相談窓口の設置についても検討します。

② 相談機関との連携

人権問題の多様化・複雑化により、人権に関する相談内容は広範囲にわたり、複数の要因が絡み合うケースも多くなっています。

相談者の気持ちに寄り添いながら円滑に相談を進めるためには、内容に応じて専門の相談機関を紹介するなど、庁内関係課との連携はもちろん、国・県および関係機関とのネットワークを活用します。

③ 相談窓口の周知

相談窓口を設置していても、支援を必要としている人が相談窓口を知らなければ、利用することはできません。今後は、安心して相談することができる体制づくりに努めるとともに、さまざまな機会を通じて、相談窓口のさらなる周知を図ります。

第5章 さまざまな分野における施策の推進

1. 女性の人権問題

(1) 現状と課題

女性の人権を尊重するためには、男性と女性が対等なパートナーとして社会のあらゆる分野に参画し、お互いの人権を尊重し、喜びも責任も分かち合う男女共同参画社会*を実現することが欠かせません。

特に、平成27年(2015年)公布・施行の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」とする。)」により女性の就業支援が活発になり、女性も働ける社会が求められています。

本市においては、「長浜市男女共同参画行動計画(ヒュー・ウー・マンプラン)」に基づき、女性の人権や男女共同参画に対する正しい理解と意識が身につくような学習・啓発活動を推進するとともに、すべての女性が個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に向けて、取組を進めています。また、市の附属機関(委員会や審議会など)への積極的な女性委員の登用を促し、政策・方針決定の場への女性の参画を進めています。

しかしながら、人々の意識や行動、社会的な慣行などの中には、いまだに女性に対する差別的な取扱いや、女性の主体的な生き方を阻む固定的な性別役割分担意識が根強く存在し、職場における賃金格差、妊娠・出産時の女性への不利益な取扱い、性別による不平等もぬぐえません。

人権に関する市民意識調査からも、家事や育児・介護などを男女が共同して行うための社会の仕組みが整備されていないことが問題であるという結果が出ており、男女の固定的な役割分担意識の是正が求められています。

また上記の問題以外にも、セクシュアル・ハラスメント、DV(ドメスティック・バイオレンス)、性暴力など、女性の人権を著しく侵害する事例が発生しており、女性の人権に関する相談支援体制の整備・充実が必要とされています。

(2) 施策の方向性

女性の人権を尊重することは、男女平等を実現することにつながります。男性も女性も、お互いの違いを認め合い、人権を尊重し合える社会の実現をめざします。

そのために、「長浜市男女共同参画行動計画（ヒュー・ウー・マンプラン）」に基づき、女性の人権の尊重と男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進します。

① 女性の人権についての正しい理解に向けた学習・意識啓発の推進

- セクシュアル・ハラスメント、DV（ドメスティック・バイオレンス）、性暴力など、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発を行います。
- 女性の人権に関する相談支援体制の整備・充実を図り、相談者の気持ちに寄り添いながら問題解決につなげられるように努めます。
- 固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発を行います。
- 男性と女性がそれぞれの身体的特性を理解し、お互いに助け合い、大切な存在として認め合えるような取組を進めます。
- 女性の人権に関する国際法・国内法への理解と普及を促します。

② 政策・方針決定の場への女性の参画促進

- 女性の意見が市の政策や方針決定の場に反映できるよう、女性の市政参画を進めます。



2. 子どもの人権問題

(1) 現状と課題

長浜の未来を託す子どもたちが、一人の人間として尊重され、誇りを持って生きることができる社会づくりが求められています。

本市においては、「長浜市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育ての責任は親が担うべき重要な役割であることを基本としながらも、地域ぐるみの支え合いや子育て支援の充実により、「子どもの最善の利益」の実現される社会をめざしています。

また本市では、「長浜市教育振興基本計画」を策定し、家庭教育・就学前教育・学校教育の基本的な事項について定め、子どもの教育にかかる施策を進めています。

しかしながら、少子化や家族規模の縮小、共働き家庭・ひとり親家庭の増加など、家族形態が多様化する中で、親の育児負担感の増大と、家庭における養育・教育機能の低下が懸念されています。また、家庭の経済状況によっては、子どもが満足な食事や医療、教育を享受できない「子どもの貧困」も問題視されるようになってきました。これらの要因が複雑に絡み合うことにより、深刻な人権問題である児童虐待につながる可能性があります。

一方、教育の分野では、子どもの自尊感情^{*}や豊かな人間関係の欠如、性や暴力に関する情報の無秩序な氾濫といったさまざまな要因により、いじめや暴力行為・不登校などが見られ、社会問題となっています。また、こういった教育上の課題が重なって現れることで、学力や進路保障、生活面における配慮が必要な状況も生じています。

人権に関する市民意識調査からは、いじめの問題や、育児放棄、児童虐待、子どもの貧困が問題であるとの結果が出ており、幅広い支援が必要とされています。また、本市で特に取り組む必要がある人権分野として、特に子育て世代から子どもの人権問題に注力するべきだという意見が出ています。

(2) 施策の方向性

近年、児童虐待やいじめ・子どもを狙った犯罪など、子どもの人権侵害があとを絶ちません。子どもが守られる環境をつくと同時に、子どもを保護の対象としてだけとらえるのではなく、一人の人間として子どもの意思や願いが尊重される社会づくりに努めます。

そのために、「長浜市子ども・子育て支援事業計画」および「長浜市教育振興基本計画」の基本的な考え方にに基づき、次のような施策を進めます。

① 子育て支援と児童虐待の防止

- 職場や地域社会の協力関係の下、あたたかな愛情に包まれて子どもが健やかに成長できる家庭環境づくりに努めます。
- 次代の親となる世代が心豊かな人間性を育み、子育てに自信が持てるような学習機会を提供します。
- 子育て家庭が孤立しないよう、福祉・医療・保健・教育などの関係機関やボランティア団体などが連携し、地域全体で子どもの育ちを支える体制をつくりま
- す。
- 交通対策や防犯対策をはじめとした地域活動を支える人材の育成を図り、子どもの安全確保と子どもの育ちを見守る環境づくりを行います。
- ライフスタイルの多様化に応じ、各家庭の実情にそった子育て支援情報の提供や子育て支援対策の充実を図ります。
- 子どもの発達や子育てに関する相談体制の充実と、虐待の早期発見・適切な支援をめざします。
- 児童虐待防止については、長浜市の子どもを守るネットワーク体制を十分に活用するとともに、啓発活動や関係者への研修機会の充実を図ります。

② 健やかで豊かな心を培う人づくり教育の推進

- 人間の尊厳に基づく「いのち」・「人権」を大切にする教育の推進により、自他を大切にする気持ちを育むとともに、コミュニケーション能力の向上や共感的な人間関係づくりを図ります。
- いじめは、重大な人権侵害であるという認識を広め、いじめをしない・許さない環境づくりを行います。
- さまざまな集団での体験や異年齢の人たちとの交流により、子どもの規範意識や社会の一員としての自覚を育みます。
- 子どもの健やかな成長をめざして、一人ひとりの学力や生活状況に応じた相談事業・個別指導の充実を図ります。
- 子どもが暴力から自分を守るための教育プログラムを推進し、子どもの生きる力を育みます。
- 学校や園の生活になじめなかったり、不安や悩みを抱えていたりする子どもについて、学校や園と家庭が情報を共有し状況を把握することで、子どもが安心してすごせる環境づくりに努めます。

③ 子どもの権利の保障

- 子どもは、独立した人格と尊厳を持った一人の人間であり、その権利を行使する主体として、子どもの人権を尊重する意識を広めます。
- 家庭、学校・園、地域社会など子どもに関わるあらゆる場で、子どもがその発達段階に応じて自分の意見を述べ、公共の利益に即して自己を主張し、社会参加する権利が確保されるよう努めます。



3. 高齢者の人権問題

(1) 現状と課題

本市における高齢者人口は、平成30年(2018年)10月現在32,785人、高齢化率*は、27.6%であり、県内13市の中で3番目に高い状況となっています。「平成30年版高齢社会白書」には、今後日本の高齢化は急速に進展し、高齢化率は2030年には31.2%、2050年には37.7%に達し、国民の約5人に2人が65歳以上の高齢者という、超高齢社会*の進行が予測されています。高齢者が増加すると同時に、認知症*のある人が増えることも予想され、認知症の有病率からすると、2025年には、65歳以上では5人に1人、80歳以上では2人に1人が認知症になる可能性があるとされています。認知症が進行すると、記憶しょうがいや認知しょうがいにより、周りの人を悩ませる不可解な行動や困った行動をしているように見られるため、その結果、今までの人間関係が損なわれることや、その対応に家族が疲弊してしまうことが少なくありません。

このような中、本市では、「ゴールドプランながはま21」を策定し、「みんなで支え合い いきいきと暮らせる あたかな長寿福祉のまち」を基本理念に施策を推進しています。健康で充実した高齢期を迎えられるように、また生活の支援や介護が必要となった場合には、介護保険をはじめとした公的な福祉サービスの利用や、地域包括ケアシステムの構築により、地域の見守りや支え合いによって、安心して暮らしていけるような地域社会づくりが求められています。また、認知症に対する正しい理解の普及に向け、予防・早期発見・対応・ケアに関わる人たちの養成やネットワーク化を図る取組も進められています。

また、「健康ながはま21」においても、高齢者の健康を取り上げ、「高齢者になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる」ことを目標に、フレイル(虚弱)予防や認知症の理解・予防を中心とした施策を推進しています。

しかしながら、全国的には、深刻な高齢者虐待のケースや、判断能力の不十分な高齢者に対する財産面での権利侵害が発生しており、本市においても例外ではありません。

人権に関する市民意識調査からは、判断能力の不十分な高齢者に対する財産面での権利侵害や、経済的に自立が困難であること、情報を高齢者にわかりやすく伝えるための配慮が足りないことなど、幅広い問題があるという結果が出ています。

(2) 施策の方向性

誰もが迎える高齢期を、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会をつくるため、また高齢者の尊厳が保たれ、いきいきとした生活を営めるよう、支援を行います。

そのために、「ゴールドプランながはま21」や「健康ながはま21」の基本的な考え方にに基づき、高齢者の人権が尊重される社会の実現をめざして、次のような施策を展開します。

① 地域における高齢者福祉の推進

- 超高齢社会の進展に対応して、高齢者福祉への理解を深めるための情報提供と啓発を行います。
- ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、支援を必要としている高齢者などを、地域全体で支える地域福祉を推進します。
- 認知症の予防・早期発見・対応・ケアに関わる人たちの養成やネットワーク化を図る取組を進めます。

② 高齢者の権利擁護

- 高齢者虐待の防止について啓発を行うと同時に、医療、福祉関係者や民生委員・児童委員などへの研修機会の充実を図ります。
- 認知症に対する正しい理解と接し方の普及に努めます。
- 成年後見制度*や権利擁護事業*の利用を促し、判断能力が低下している高齢者の尊厳が保たれるよう対応します。

③ 高齢者の自立や社会参加の促進

- 自分らしくいきいきとした高齢期がすごせるよう、それぞれのライフステージに応じた主体的な生き方を支援します。
- 病気の予防、治療、機能回復を支援するため、保健・医療・福祉が連携し、心と身体の健康づくりを進めます。
- 高齢者の豊富な知識や経験・技能を生かし、社会の一員として生きがいのある生活を送れるような機会の創出に努めます。
- 働く意欲のある高齢者にかかる就労機会の拡大に努めます。

4. しょうがいのある人の人権問題

(1) 現状と課題

しょうがいのある人とは、身体にしょうがいのある人、知的しょうがいのある人、精神にしょうがいのある人、発達しょうがい^{*}のある人などで、日常生活や社会生活に支援を必要とする人のことをいいます。

本市においては、「長浜市しょうがい福祉プラン」を策定し、「ともに支え、ともに暮らす」をしょうがい福祉の根本的なあり方として、保健・医療・福祉・教育関係者はもとより、企業・事業所や市民一般の共通理解となることをめざしています。

しかし、近年、制度改革や施策の充実が行われてきたものの、しょうがいやしょうがいのある人に対する誤解や偏見という心理的な障壁は解消されておらず、周囲の理解はまだ不十分といえます。その中で、平成 28 年（2016 年）に施行された「障害者差別解消法」において、「障害のある人に対する不当な差別的取扱いの禁止と、合理的配慮の提供」が事業者や行政担当者に義務づけられました。今後は、より一層しょうがいの有無に関わらず、すべての市民が住みやすいまちづくりを進めることが求められます。

人権に関する市民意識調査からは、しょうがいのある人に関する理解や認識が十分でないこと、働く場所や機会が少なく、待遇も十分でないことが問題であるという結果が出ています。また、合理的配慮の考え方については、ほとんどの市民が重要であると考えているという結果が出ています。さらに、本市で特に取り組む必要がある人権分野として、しょうがいのある人の人権問題が最も重要であるという結果が出ており、さらなる推進が求められています。

(2) 施策の方向性

しょうがいのある人が、自らの権利をその人らしく行使しながら生き方を選択・決定し、安心して暮らすことができるように、しょうがいのある人の意思や権利を尊重し、権利侵害に対して適切な措置や救済が図れるような社会をつくらなければなりません。

そのために、「長浜市しょうがい福祉プラン」の基本的な考えに基づき、次のような施策を進めます。

① すべての人が自分らしくすごせるまちづくり

- あらゆる機会を通じて、しょうがいやしょうがいのある人についての理解を深め、すべての人が自分らしくすごせるよう意識啓発に努めます。
- 「しょうがいのある人が暮らしやすいまちは、すべての人にやさしいまちである」という認識に立って、ユニバーサルデザイン*を基本とした社会環境の整備と、合理的配慮の提供を進めます。
- 心の健康増進に対する正しい知識の普及と、精神疾患への理解を深めるような取組を進めます。

② 地域生活の支援と社会参加の促進

- しょうがいのある人が、地域の中でそれぞれの希望する生活スタイルで暮らせるよう、地域ぐるみの支援体制の構築と福祉サービスの充実をめざします。
- しょうがいのある人の自己実現と社会参加を保障するため、日中活動できる場や就労環境の整備を行います。
- 療育・教育・就労などの生涯にわたる継続的な支援を、関係機関と共に行います。

③ しょうがいのある人の権利擁護

- しょうがいのある人への虐待防止について啓発を行うと同時に、医療・福祉関係者や民生委員・児童委員などへの研修機会の充実を図ります。
- 成年後見制度や権利擁護事業の利用を促し、しょうがいのある人の尊厳が保たれるよう対応します。

④ しょうがいのある子どもへの応援

- 子どもの発達段階に応じた適切な教育・支援を行うため、早期療育と特別支援教育*の充実をめざします。
- 学校や園において、しょうがいのある子どもについての理解を深め、教職員や保育士等がそれぞれのしょうがいに適切に対応できるよう指導力の向上に努めます。
- しょうがいのある子どもたちが希望する環境で教育を受けられるよう、教育に関わる環境整備を行います。



5. 同和問題

(1) 現状と課題

わが国固有の人権問題である同和問題は、憲法が保障する基本的人権の侵害に関わる深刻かつ重大な問題であるとして、昭和40年(1965年)に国の同和対策審議会答申が出されました。国は、この答申により“同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題である”との指摘を受け、昭和44年(1969年)に「同和対策事業特別措置法」を施行し、国や地方公共団体において、さまざまな特別対策を実施してきました。

平成28年(2016年)には「部落差別解消推進法」が施行され、「部落差別はいまだ存在する」としたうえで、地方公共団体は部落差別の解消に向けて、地域の実情に応じた施策を講ずることが求められています。

本市においては、同和対策事業特別措置法が施行されて以来、合併前の旧1市8町すべてに、それぞれ同和対策本部が設置され、同和問題の抜本的解決を図るための本格的な取組を開始しました。同和問題の解決を行政の最重要課題と位置づけ、特別措置法の下で、生活環境の改善をはじめ就労対策や教育・啓発などの事業を、教育機関や企業、地域と連携し総合的に実施してきました。

その結果、環境改善を中心とする物的事業については目的に沿って相当の成果をおさめたものの、教育や就労などの分野でなお課題が残されています。

平成14年(2002年)3月に特別措置法は失効しましたが、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の期限後における長浜市の同和行政のあり方について*」を定め、“法期限後は、同和問題を主要な人権問題の一つとして位置づけることとし、同和問題の歴史的背景への正しい理解を深める学習とともに、人々の意識の中に根強く存在する差別意識の解消と、地域住民の自立に向けたまちづくりの推進が同和問題を解決するうえでの大きな課題である”として、取組を進めています。

人権に関する市民意識調査からは、多くの市民が、同和問題について正しい理解と認識を深め、一人ひとりが差別しないという意識を高めること、そして地域社会の中でお互いに交流を広めてまちづくりを進めることが、同和問題を解決する取組として必要であると考えているという結果が出ています。

(2) 施策の方向性

同和問題についての正しい理解を深める学習とともに、人々の意識の中に根強く存在する差別意識の解消と、地域住民の自立に向けたまちづくりを推進し、生まれたところや住んでいるところによって差別を受けることのない明るいまちづくりを進めます。

① 同和問題についての正しい理解と実践

- 学校や園において、同和問題への正しい理解を深める教育を進め、差別意識を生まない人間関係づくりをめざします。
- 同和問題を正しく理解し、その解決に向け自らの意識を見つめ直す機会として、地域における人権学習の取組を進めます。
- 「同和問題啓発強調月間」を中心として、市民への啓発活動を行います。
- 企業関係者が同和問題についての正しい理解を深め、企業の果たすべき役割を認識し実践が図られるよう、企業に対する啓発活動を行います。
- 企業や関係機関などに、えせ同和行為へのき然とした対応を促します。

② 自立に向けた主体的なまちづくりへの支援

- 地域住民の自立と自治意識の高揚を図り、住民主導の主体的なまちづくりを支援します。
- 地域総合センターを中心として、地域内外の交流を深め、総合的な人権啓発を進めるとともに、就労・教育・生活・保健・福祉などの相談機能の充実を図ります。
- 教育集会所を中心として、地域住民の教育文化の向上を図ります。

6. 外国人の人権問題

(1) 現状と課題

人・もの・情報・サービスなどのグローバル化の流れが急速に進展する中、本市ではブラジル籍やペルー籍などの南米日系人を中心に、中国籍やフィリピン籍などの外国籍市民が増加しました。また、歴史的経緯から在住に至った在日韓国・朝鮮の人々とその子孫も暮らしています。

平成30年(2018年)1月現在、本市の人口の約40人に1人が外国籍市民であり、その出身国数は30カ国以上にのぼります。

このような中、お互いの文化・習慣の違いや、十分言葉が理解されないことから生じる誤解により、円滑な意思疎通が図れず社会生活上のルールが理解されないなど、日常生活でトラブルが生じることもあります。

また、必要な行政サービスや災害情報などが適切に伝わりにくく、医療・福祉・労働・防災などさまざまな分野において問題が現れています。

特に教育の分野では、外国籍の児童・生徒の中に、言葉の理解が不十分なため学習についていけなかったり、学校になじめないことで不登校になったりするケースも見受けられ、外国籍の児童・生徒の学習を保障することが大きな課題となっています。

人権に関する市民意識調査からは、外国人の生活習慣や文化への理解や認識が十分でないことや、地域社会において交流する機会が少ないことが問題であるという結果が出ています。

(2) 施策の方向性

地域で生活する外国人の人権を守るために、お互いのアイデンティティーの違いを正しく認識し尊重しながら、共に信頼し合って暮らすことのできるまちの実現をめざします。

そのために、「長浜市多文化共生のまちづくり指針行動計画」の基本的な考え方に基づき、次のような施策の推進に努めます。

① 外国籍市民が安心して暮らせるまちづくり

- 外国籍市民の日本語能力などを高める取組を進めるとともに、「やさしい日本語」の普及を図ります。
- 日本語の理解が不十分な外国籍市民に、多言語での行政情報を適切に提供します。
- 外国籍の児童・生徒の日本語習得を支援するとともに、学習指導や生活指導、教育相談などにより、学校生活を円滑に送れるよう支援します。
- 日本の生活に不慣れな外国籍市民を対象とした、暮らしに関わる相談事業の充実を図ります。
- 外国籍市民を雇用する企業に、誰もが働きやすい労働環境の整備や多文化共生に関する啓発を進めます。

② 多文化共生社会^{*}の構築

- 外国籍市民が自治会など地域型コミュニティに参加するなど、地域社会の一員として活躍できる環境をつくり、共に地域で暮らす大切な構成員であるとの認識を高めます。
- 多文化共生社会の構築を進めるための民間組織の育成および支援を行います。
- 異なる文化を背景とした外国籍市民の多様性を生かし、地域の活性化を図るために活躍できる環境をつくります。

③ 国際理解教育の推進

- 学校教育をはじめとし、地域や職場などにおける学習機会を通して、わが国の文化を大切にする意識を培うとともに、外国のさまざまな文化や歴史、伝統について理解を深め、国籍の違いを超えて、お互いを尊重し合う心を育みます。
- 外国の文化や言語に関する学習機会の提供、姉妹都市交流事業^{*}、日本国籍の市民と外国籍市民との交流事業を通じて、市民の国際理解を進めます。

7. 患者の人権問題

(1) 現状と課題

医療技術の進歩や生活水準の向上などにより、人々の健康への意識や価値観も変化し、患者の人権を尊重した質の高い医療の実現と、インフォームド・コンセントやセカンド・オピニオン^{*}の活用による患者と医療関係者の相互理解と信頼関係の構築が望まれています。

しかし、特に生命に関わる救急医療の現場では、軽症患者が夜間や休日など一般診療時間外に救急外来を受診したり、救急車を利用したりすることが増えており、本来必要な医療に支障が生じている状況が全国的に問題となっています。すべての人が適切な医療を受けるためには、患者側のモラル向上も必要です。

また、今なおHIV感染症やハンセン病、種々の難病^{*}などに関しては、正しい知識と理解が十分普及していないために、患者やその家族に対する偏見が存在しています。

さらに、感染症については、「感染する」という特性のために、ややもすると患者の排除につながりかねない側面を持っています。「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律^{*}」に基づき、患者やその家族などへの差別や風評被害が発生しないよう、迅速な情報提供と啓発に努め、患者に対し良質かつ適切な対応が行われなければなりません。

人権に関する市民意識調査からは、医療の現場における人権問題を知らない人が多いという結果が出ています。モラルは必要ですが、患者も医療関係者と同等に、尊重される必要があるということを認識するために、医療の現場における人権について周知・啓発する必要があります。

(2) 施策の方向性

医療の現場においても、人権は尊重されなければなりません。また、根拠のない情報による、患者に対する偏見も解消する必要があります。この2つの観点から、患者の人権を守るために、次のような施策に取り組みます。

① 人中心の医療の推進

- 誰もが一人の人間として、その人格や価値観などが尊重されたうえで、適切で公平な医療を受けられるよう取組を進めます。
- 療養環境における患者のプライバシーの保護や生活環境の快適さなど、生活の質の向上をめざします。
- 診療に関する十分な説明責任と自己決定権を保障し、患者が納得して治療を受けられるような取組を進めます。

② 患者・感染者に対する偏見の解消

- すべての人のいのちの尊さを広く伝えるとともに、患者の人権について理解を深める学習機会の提供に努めます。
- 感染症などの病気に関する正しい情報を、市民に適切に提供します。
- 医療関係者の守秘義務の徹底と人権意識高揚に向けた研修機会の充実を図ります。



8. セクシュアルマイノリティの人権問題

(1) 現状と課題

これまで、世の中には「男性」と「女性」しかいない、異性を好きになることが当たり前であると広く考えられてきました。

しかし、人間の性は「男性」と「女性」の2つに分けられるほど単純なものではなく、性自認＝「こころの性」と生物学的な性＝「からだの性」が一致せず違和感のある人、また、性的指向においても、同性を好きになる人、好きになる相手の性別にこだわらない人、恋愛感情を抱かない人たちもいます。

こうした性自認や性的指向の人たちのことは、セクシュアルマイノリティ（性的少数者）などといわれ、メディアをはじめ、さまざまな機会を通じて広く知られるようになりましたが、いまだに差別意識が残っていることや、好奇の目で見るなど、セクシュアルマイノリティの人々に対する偏見は根強いものとなっています。また、本人が意図しない暴露（アウティング）なども存在し、セクシュアルマイノリティの人権は守られていないケースが多くあります。

人権に関する市民意識調査からは、セクシュアルマイノリティに関する理解や認識が十分でないことや、差別的な言動をされることが問題であるという結果が出ており、今後は、セクシュアルマイノリティに対して正しい理解を深め、いかなる性的指向や性自認のあり方であっても差別しない社会をめざすことが求められています。

(2) 施策の方向性

セクシュアルマイノリティに対する関心は世界的に見ても高くなっており、どのような性的指向や性自認を持っていたとしても、特別視することなく、すべての人がありのままの自分でいられるような社会をめざす必要があります。

① セクシュアルマイノリティについての正しい理解の普及

- あらゆる機会を通じて、セクシュアルマイノリティについての正しい理解を深めるため、情報提供を行います。
- 子どもを含めたすべての市民に対して、セクシュアルマイノリティに対する偏見や差別をなくすための啓発を行います。

② セクシュアルマイノリティに関する相談体制の充実

- セクシュアルマイノリティについて、悩みや不安を抱える人が、安心して相談できる体制づくりに努めます。
- 学校や企業などにおいて、研修の機会を設けるように働きかけ、セクシュアルマイノリティの人が気軽に相談できる環境づくりを進めます。
- 国や県などの関係機関との連携を深め、十分な支援ができる体制づくりに努めます。

9. インターネットにおける人権問題

(1) 現状と課題

パソコンやスマートフォンの普及した現在では、インターネットを利用して世界的な情報を即時に得られるようになりました。また、SNS を利用することにより、世界中の人とのつながりを築くことも可能です。しかしその反面で、インターネット上にはさまざまな情報が氾濫しており、匿名での情報提供が可能な特性を悪用して、本人の了解なしにプライベートな情報を公表したり、個人を誹謗中傷したり、差別的な内容を書き込んだりするなど、いじめや人権侵害につながる事例が発生しています。また、インターネット上で仲良くなった人と実際に会う約束をした結果、犯罪に巻き込まれるといった事件も発生しています。このため、利用者がインターネットの正しい利用の仕方やマナーを学ぶとともに、インターネット上で不適切な書き込みを見つけたときや被害にあったときの対処方法の整備・周知が必要となっています。

また、企業や医療機関、学校などにおける個人情報の流出も起こっており、大企業の情報漏えいが社会問題として取り上げられることが多くなっています。それぞれの社会的な責任として、情報を外部に漏らさない・持ち出さないという適切な管理が求められています。

さらに、個人情報に関わる問題として、身元調査に結びつく戸籍の不正取得事件も全国的に発生しています。

このような中、本市においては、平成 18 年（2006 年）に「長浜市個人情報保護条例」を制定し、市関係機関における適切な個人情報の保護・管理をめざしています。

人権に関する意識調査からは、インターネット上で他人を誹謗中傷する情報が掲載されることや、プライバシーに関する情報が掲載されることが問題であるという結果が出ています。

(2) 施策の方向性

今後、情報化がますます進んでいく社会の中で、インターネットにおける人権は、重要になると考えられます。そのため、一人ひとりが正しい知識やマナーを身につけられるよう啓発活動を推進していきます。

① インターネットの正しい利用マナーの普及

- 学校において、子どもたちがインターネットの正しい利用マナーを身につけるための学習を進めます。
- インターネットの正しい利用マナーについて、市民に広く啓発します。
- 子どもたちが、インターネットに関わる犯罪やトラブルに巻き込まれないよう、教職員や市職員などは、インターネット上で有害な情報を発見した場合の対処方法について学びます。

② 個人情報の保護に関わる取組の推進

- 個人情報を外部に漏らさない・持ち出さないなど、個人情報の守秘と管理の徹底を行います。

10. その他

これまで述べてきた重点的に取り組むべき人権課題のほかにも、今日の社会環境の変化に伴い、次にあげるような人権問題が存在します。人権に関する意識調査からは、「話は聞いたことはあるが、詳しくは知らない」又は「知らない」という結果が出ており、これらの人権問題についても、正しい理解と認識を深め、差別や偏見のない人権が尊重されるまちをめざし、より一層の人権学習・啓発の推進に努めます。

○ 災害時の人権問題

平成23年（2011年）3月11日に発生した東日本大震災では、多くの人々が避難生活を余儀なくされました。そのような事態の中で、避難生活でプライバシーが守られないことや、要支援者（しょうがいのある人、高齢者、乳幼児、妊産婦など）に対して十分な配慮が行き届かないなど、多くの問題が見られました。また、原子力発電所の事故により、被災地からの避難者に対する差別や偏見も人権侵害として大きな問題となっています。

近年、大規模地震に加え、大型台風や、豪雨による水害など多くの自然災害が発生しています。本市でも、災害時において人権尊重の視点に立った被災者支援ができる体制整備に努めます。

○ ホームレスの人権問題

さまざまな事情から、公園や道路・駅などでの生活を余儀なくされている人々の中には、働いて自立したいという意志を持っているにも関わらず、差別や偏見を受けている人が少なくありません。また、ホームレスに対する暴力事件や嫌がらせなどもたびたび発生しています。

就労機会や住居の確保、生活相談などの対策とともに、地域社会においてホームレスの自立を支援していくことが必要です。

○ 犯罪被害者とその家族の人権問題

さまざまな犯罪があとを絶たず、誰もが犯罪の被害者になる可能性があります。そして、犯罪被害者は、犯罪という理不尽な被害により、直接的な被害と、被害後の精神的・経済的な「二次被害」に苦しめられます。

犯罪被害者とその家族が安心して暮らすためには、専門的な心のケアなどの支援と、周りの市民による正しい理解が必要です。

○ 刑を終えて出所した人とその家族の人権問題

刑を終えて出所した人は、更生して社会復帰したいという意志を持っているにも関わらず、就職差別や入居拒否など、社会復帰の機会を妨げられることがあります。社会復帰のためには、本人の強い意志とともに、「社会を明るくする運動[※]」をはじめとした家族や職場・地域社会など、周りの人々の理解と協力が必要です。

また、罪を犯した人の家族は、家族というだけで誹謗中傷をはじめとしたさまざまな人権侵害を受けることがあります。このような被害を防ぐためには、市民一人ひとりの人権意識の向上が求められます。

○ 北朝鮮当局による人権侵害問題

平成 18 年（2006 年）に、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律[※]」が施行されましたが、いまだに被害者の多くについて、安否に関する納得のいく説明がありません。

北朝鮮当局による人権侵害問題への認識を深めるため、国では毎年 12 月 10 日から 12 月 16 日を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と設定しています。本市においても、国や県と連携し啓発活動を進めます。

○ アイヌの人々の人権問題

アイヌの人々は、古くから北海道を中心にサハリン、千島列島などに先住していましたが、近世以降の同化政策[※]と、民族の高齢化により、独自の文化の保存・伝承の基盤が失われつつあります。また、アイヌの人々に対する理解不足から、就職や結婚などにおける差別や偏見も存在しています。

アイヌの人々に対する理解を深め、文化・伝統を尊重することが大切です。

○ 人身取引（トラフィッキング）問題

人身取引（トラフィッキング）は、重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題です。女性を対象とした性的搾取を目的にした事案や、海外から労働者として外国人を無理やり日本に連れてくる事案などが発生しています。

国では、「人身取引対策行動計画」の策定や、「人身取引対策推進会議」の開催などを通して、人身取引問題の改善に努めています。本市でも、まずは人身取引問題について知る機会を設けるなど、市民の認識を高める必要があります。

第6章 人権施策の推進体制

1. 長浜市人権尊重審議会

「人権が尊重されるまち長浜をつくる条例」第6条により、条例の目的を達成するための重要事項を審議する機関として「長浜市人権尊重審議会」を設置しています。本計画の着実な実行や見直しに関し、この審議会の意見を求めることとします。

2. 庁内組織

「長浜市人権尊重と男女共同参画推進本部」を中心に、全庁体制で人権行政を推進します。

3. 関係機関・団体との連携

「長浜市人権尊重都市推進会議」や「長浜市企業内人権教育推進協議会」をはじめとした関係団体との連携により、広く人権学習・啓発の推進が図られるよう働きかけるとともに、関係団体に対し積極的な支援を行います。また、このような場を通じて市民の意見を聴取し、その意見を施策に反映させるよう努めます。

さらに、国や県などの関係機関はもとより、人権擁護委員や人権擁護推進員などの活動と連携を図り、人権意識の高揚および人権侵害の救済に向けた施策を推進します。

資料編

1. 用語集

インフォームド・コンセント	患者が医療行為の内容について医師などから十分な説明を受け、納得のうえで同意すること。
えせ同和行為	同和問題を口実にして、会社や個人に不当・不法な要求をし、利益や利権を得ようとする事。
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症をめぐる状況の変化や感染症の患者等が置かれてきた状況をふまえ、感染症の患者等の人権を尊重しつつ、良質で適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ適確に対応するため制定された法律。
ケアマネジャー	主に介護の分野で、福祉や医療などのサービスと、それを必要とする人のニーズをつなぐ仕事に従事する人。
健康ながはま 21	「健康で輝けるまち長浜」を実現するために、あらゆる世代の人が健康でいきいきと生活できるまちをめざして、個人の生活の質の向上と健康を支えるための社会環境の整備を進めるための計画。現行の第3期計画は平成26年（2014年）に策定。
権利擁護事業	自らの意思を表示することが困難な知的しょうがいのある人や高齢者などに代わって、援助者などが代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。
高齢化率	65歳以上の高齢者が総人口に占める割合。
高齢者虐待	家族や施設職員等の介護者が、高齢者に対して、暴力をふるう、世話をしない、いやがらせや無視をするなどの行為をとることを言う。身体的虐待、性的虐待、介護の放棄、心理的虐待、経済的な虐待などがある。
ゴールドプランながはま 21	今後の高齢者保健・福祉・介護施策の方向性を明らかにし、地域と行政が協働し、事業を円滑に実施していくための指針として長浜市が策定した計画。平成12年（2000年）に策定し、平成30年度から平成32年度を期間とする第7期計画を平成30年（2018年）に策定。
国際人権規約	昭和41年（1966年）12月に国連総会で採択された条約。①経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、②市民的及び政治的権利に関する国際規約、③市民的及び政治的権利に関する国際規約の選定議定書、の3つの条約の総称。日本は、①と②の2つの規約について、昭和54年（1979年）に締結している。
ジェンダー	社会的・文化的に形成された性別のこと。人間には生まれつきの生物学的性別とは別に、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別をジェンダーという。（内閣府男女共同参画局より一部抜粋）

滋賀県人権施策基本方針	人権が尊重される社会づくりに関する施策の総合的な推進を図るための基本となる方針として、滋賀県人権尊重の社会づくり条例に基づき、平成 15 年（2003 年）に策定された。人権の基本理念、基本施策、分野別施策などが示されている。
滋賀県人権施策推進計画	滋賀県が、人権意識高揚のための教育・啓発の総合的、計画的な推進を図るため、平成 16 年(2004 年)に策定した「人権意識高揚のための教育・啓発基本計画」を、平成 23 年(2011 年)に改定したもの。この計画では、教育・啓発に関する施策だけでなく、人権施策全般を対象としている。平成 28 年（2016 年）改定。
仕事と生活の調和（ワークライフ・バランス）	仕事・家庭生活・地域生活・個人の自己啓発など、さまざまな活動を自らが希望するバランスで展開できること。
持続可能な開発目標（SDGs）	平成 27 年（2015 年）9 月に国連総会で採択された、世界が抱える問題を解決し、持続可能な社会をつくるために世界各国が合意した 17 の目標と 169 のターゲットのこと。貧困問題をはじめ、気候変動やエネルギー、ジェンダーなど、持続可能な社会をつくるために世界が一致して取り組むべきビジョンや課題が網羅されている。
持続可能な開発目標（SDGs）実施指針	持続可能な開発目標（SDGs）を日本国内で推進するにあたって、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」ために、「あらゆる人々の活躍の推進」や「健康・長寿の達成」といった 8 つの優先課題と具体的施策を掲げた指針。平成 28 年 12 月 22 日 SDGs 推進本部により決定。現在は、この指針に基づいた SDGs アクションプランを策定し、主要な取組を実施している。
自尊感情	自分自身をかけがえのない存在として認め、欠点も含めて自分自身を認め好きになる感情。
児童虐待	保護者がその監護する子ども（18 歳に満たない者）について行う以下の行為。身体的虐待、性的虐待、養育の放棄・怠慢（ネグレクト）、心理的虐待。
児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）	平成元年（1989 年）に国連総会で採択された条約。子どもの意見表明権、思想・表現の自由、子どもに関する差別の禁止、生命・教育に関する権利、経済的搾取からの保護等、子どもの権利に関して包括的に規定している。日本は、平成 6 年（1994 年）に締結している。
姉妹都市交流事業	姉妹都市提携都市との友好関係を促進するための事業。長浜市は、アウグスブルク市（ドイツ連邦共和国）とヴェローナ市（イタリア共和国）と姉妹都市を提携している。
社会を明るくする運動	すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動。法務省提唱。

女子差別撤廃条約	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の略。昭和 54 年(1979 年)に国連総会で採択された。女子が女子である理由のみによって生き方を制約されることなく、個人として男子と平等な権利・機会・責任を享受できる完全な男女平等を実現することを目的として措置をとることが求められている。日本は、昭和 60 年(1985 年)に締結している。
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)	自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮できる社会の実現を目的として平成 27 年(2015 年)に施行された法律。女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表を国や地方公共団体、従業員が 301 人以上の大企業に義務付けた。
人権教育・啓発に関する基本計画	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第 7 条の規定に基づき、人権教育および人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成 14 年(2002 年)に国が策定した計画。
人権教育のための国連 10 年	平成 6 年(1994 年)の国連総会において、平成 7 年(1995 年)から平成 16 年(2004 年)までを「人権教育のための国連 10 年」とすることが決議された。この決議では、各国において「人権という普遍的文化」が構築されることをめざしており、その「行動計画」では、あらゆる学習の場における人権教育の推進、マスメディアの活用、世界人権宣言の世界への普及などの 5 つの主要目標が掲げられた。
人権教育のための世界計画	平成 16 年(2004 年)の国連総会において、「人権教育のための国連 10 年」を引き継ぐ形で、平成 17 年(2005 年)から 3 年ごとのフェーズで計画を実施する「人権教育のための世界計画」が策定された。その後、フェーズが 2 年延長され、平成 17 年(2005 年)から平成 21 年(2009 年)が第 1 フェーズ、平成 22 年(2010 年)から平成 26 年(2014 年)が第 2 フェーズ、平成 27 年(2015 年)から平成 31 年(2019 年)が第 3 フェーズとして取組が進められている。
人権文化	人権ということに関わって、あたりまえに日常の中に浸透している考え方や感じ方、行動の仕方のこと。 「人権文化」ということばが使われるようになったのは、平成 6 年(1994 年)に国連総会で採択された「人権教育のための国連 10 年行動計画」が、「人権文化」という言葉をキーワードにして作られた時からである。
人権擁護委員	人権の侵犯を監視・救済し、人権思想の普及高揚に努めるために、法務大臣の委嘱で全国市区町村に置かれている委員。
人権擁護推進員	人権擁護委員の活動に協力するため、市町村が委嘱している。この設置制度は滋賀県独自のもので、地域社会に根ざした人権擁護活動を推進している。

人種差別撤廃条約	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約」の略。昭和40年(1965年)に国連総会で採択された条約。締結国が人権および基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策などを、すべての適当な方法により遅滞なくとること等を主な内容としている。日本は、平成7年(1995年)に締結している。
成年後見制度	知的しょうがいのある人、精神にしょうがいのある人、高齢者などで、主として判断能力が十分でない人の財産などについて、その人の意思に即して保全活用され、また日常生活において、主体性がよりよく実現されるように、財産管理や日常生活上の援助をする制度。
性別役割分担意識	「男は仕事、女は家庭」等に表されるように、性別によって適した役割や能力・活動する分野があり、それを分担し合うのが当然、あるいは自然だとする固定観念のこと。
セカンド・オピニオン	患者が担当医から自分の検査データなどの貸出しを受けて、担当医以外の医師に相談したり、診断を受けたりすること。
セクシュアル・ハラスメント	性的なうわさを流したり、身体への不必要な接触や性的関係の強要など、相手の気持ちに反した、性的ないやがらせ。
セクシュアルマイノリティ	同性に恋愛感情を抱く人や、自分の身体の性に違和感を覚える人、男女どちらにも恋愛感情を抱かない人、自分自身の性を決められない・わからない人など、性的指向や性自認が少数派の人々の総称。(法務省人権擁護局より一部抜粋)
多文化共生社会	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きる社会。
男女共同参画社会	男女の人権が等しく尊重され、自らの意思によってあらゆる分野でいきいきと活躍でき、お互いが支え合いながら、喜びも責任も分かち合える社会。
地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の期限後における長浜市の同和行政のあり方について	平成10年(1998年)に決定された「今後の同和行政に関する基本方針」に基づき、平成13年度末をもって、経過措置を講じてきた特別対策を終了し、同和問題を解決するための取組については、すべて一般対策により行うこととした。 特別措置法に基づく事業を実施してきた旧長浜市・旧虎姫町・旧木之本町でそれぞれ定めた「法期限後の同和行政のあり方」を合併時に長浜市のあり方に統一した。
超高齢社会	総人口に占める65歳以上の人口が21%以上の社会のことを指す。
DV(ドメスティック・バイオレンス)	夫婦間・パートナー間の暴力をいう。身体的暴力に限らず、精神的・経済的・性的など、あらゆる形の暴力が含まれる。
同化政策	力を持つ民族が、他の民族(もしくは集団)に対して自らの文化や伝統を受け入れるよう強いる政策。
同和対策事業特別措置法	同和問題の解決を「国民的課題」として位置づけ、周辺地域との生活実態の差を解消するため、昭和44年(1969年)に施行された法律。同和対策審議会答申に基づき、10年間の時限立法として成立し、後に3年間延長された。

特別支援教育	発達しょうがいを含む、しょうがいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を行い支援すること。
長浜市教育振興基本計画	「教育基本法」第 17 条第 2 項に基づき、平成 22 年(2010 年)に長浜市が策定し、平成 27 年(2015 年)に第 2 期計画を策定した、教育振興のための施策に関する基本計画。教育先進都市の実現に向けて、策定から 10 年間を見通した本市がめざす教育の姿(基本方針)と、策定から 5 年間に取り組むべき具体的な施策を示している。
長浜市個人情報保護条例	個人情報の適正な取扱いの確保とともに、長浜市の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正および利用停止を請求する権利を定めることにより、個人の権利利益の保護を図り、公正で適正な市政運営を行うことを目的として、平成 18 年(2006 年)に長浜市が制定。
長浜市子ども・子育て支援事業計画	「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づき、長浜市が策定した行動計画。この計画では、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすために、本市が取り組むべき対策や達成しようとする目標・実施時期を明らかにしている。平成 27 年(2015 年)に策定。
長浜市市民自治基本条例	長浜市におけるまちづくりの基本的な考え方を明確にし、協働の自治によりまちづくりを推進するため、自治の共通ルールを定めたもの。平成 23 年(2011 年)に制定。まちづくりの基本理念として、①開かれたまちづくり、②公平なまちづくり、③みんなで作るまちづくりを掲げている。
長浜市しょうがい福祉プラン	しょうがいのある人の社会参加や、生涯を通じたサービスの連続性の確保、教育・就労・生活環境面での総合的支援や、ノーマライゼーション理念の定着、新たな課題やニーズへの対応に向けて、本市施策の体系的かつ計画的な推進を図るために、長浜市が平成 30 年(2018 年)に策定した計画。
長浜市人権尊重審議会	「人権が尊重されるまち長浜をつくる条例」第 6 条により設置。市民一人ひとりが人権意識を高め、自らの取組により、人権が尊重されるまち長浜をつくるための重要事項を審議する機関としている。
長浜市人権尊重と男女共同参画推進本部	人権が尊重される社会の実現と男女共同参画社会の形成に必要な施策を、関係部局相互の有機的な連携のもと、総合的かつ効果的に推進するための庁内組織として設置。
長浜市総合計画	長浜市の市民と行政がわかち合うことができる「めざすまちの姿」を描き、これを実現していくためのまちづくりの基本方針を明らかにすることを目的として、まちづくりにおける重点テーマと重点プロジェクトを設定し、今後の市の取組を示した計画。平成 29 年(2017 年)策定。

長浜市多文化共生のまちづくり指針行動計画	市民や市民団体などと協働体制を築きながら、互いの国籍や民族、文化の違いを尊重し、共に暮らす多文化共生のまちをめざし、長浜市が策定した計画。第2期計画は平成30年(2018年)策定。
長浜市男女共同参画行動計画(ヒュー・ウー・マンプラン)	男女共同参画社会実現をめざして、長浜市が策定した計画。「人権を尊重した社会の形成」「男女共同参画社会への意識の浸透・意識の改革」「あらゆる分野への男女共同参画の推進」「女性活躍の推進」を基本目標としている。平成30年(2018年)改定。
長浜市地域福祉計画	地域を取り巻くさまざまな状況を背景に、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに支えたり支えられたりする関係やその仕組みをつくるという目的のため、長浜市が策定した計画。第2期計画は平成29年(2017年)策定。
難病	原因が不明で治療方法が確立していない病気。特に治療が困難で医療費が高額となる特定疾患については、医療費の患者負担分を公費負担している。
認知症	脳の知的な働きが、広範な器質的しょうがいなどの後天的な病気により、持続的に低下する病気。
発達しょうがい	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達しょうがい、学習しょうがい(LD)、注意欠陥多動性しょうがい(ADHD)、その他これらに類する脳機能のしょうがいであって、その症状が通常低年齢において発現するものうち、言語のしょうがい、協調運動のしょうがい、心理的発達のしょうがいならびに行動および情緒のしょうがいを指す。
パワー・ハラスメント	職場で、権力や地位を利用して、上司が部下に嫌がらせをすること。
マタニティ・ハラスメント	職場で、妊娠、出産、子育てなどをきっかけとして嫌がらせや不利益な扱いを行うこと。
民生委員・児童委員	厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域で常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な助言や援助、また、福祉サービスを適切に利用するための情報の提供などを行っている。民生委員・児童委員の中には、児童福祉を専門にする「主任児童委員」がいる。
ユニバーサルデザイン	文化、言語、国籍、年齢、しょうがいの有無、能力の如何を問わずに利用することができるように設計・デザインをする考え方のこと。
拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律	北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成18年(2006年)に施行された法律。

2. 人権に関わる法制定の歴史

制定年	国 連	日 本	滋 賀 県	長 浜 市
昭和 22 年 (1947 年)		・日本国憲法		
昭和 23 年 (1948 年)	・世界人権宣言			
昭和 24 年 (1949 年)		・人権擁護委員法		
昭和 26 年 (1951 年)		・児童憲章		
昭和 34 年 (1959 年)	・児童の権利に 関する宣言			
昭和 40 年 (1965 年)	・人種差別撤廃 条約			
昭和 41 年 (1966 年)	・国際人権規約			
昭和 44 年 (1969 年)		・同和対策事業特別措置法		
昭和 45 年 (1970 年)				・長浜市同和対策 長期計画
昭和 50 年 (1975 年)	・障害者の権利 に関する宣言			
昭和 54 年 (1979 年)	・女子差別撤廃 条約			
昭和 57 年 (1982 年)		・地域改善対策特別措置法	・同和対策総合推 進計画	
昭和 61 年 (1986 年)		・男女雇用機会均等法		
昭和 62 年 (1987 年)		・地域改善対策特定事業に係 る国の財政上の特別措置に 関する法律		
平成 元年 (1989 年)	・児童の権利に 関する条約			
平成 2 年 (1990 年)			・男女共同参画社 会づくり滋賀県計画	
平成 5 年 (1993 年)		・障害者基本法	・淡海障害者プラン	
平成 6 年 (1994 年)	・人権教育のた めの国連 10 年	・高齢者、身体障害者等が円 滑に利用できる特定建築物の 建築の促進に関する法律		
平成 7 年 (1995 年)	・女性に対する 暴力の撤廃に 関する宣言	・高齢社会対策基本法	・湖国農山漁村女 性プラン	
平成 9 年 (1997 年)		・人権擁護施策推進法 ・アイヌ文化の振興並びにア イヌの伝統等に関する知識の 普及及び啓発に関する法律 ・人権教育のための国連 10 年 国内行動計画		

制定年	国連	日本	滋賀県	長浜市
平成10年 (1998年)			・人権教育のための 国連10年滋賀県行 動計画	・今後の同和行政 に関する基本方針
平成11年 (1999年)		・男女共同参画社会基本法		
平成12年 (2000年)		・犯罪被害者等の保護を図る ための刑事手続きに付随する 措置に関する法律 ・高齢者、身体障害者等の公 共交通機関を利用した移動の 円滑化の促進に関する法律 (通称:交通バリアフリー法) ・児童虐待の防止等に関する 法律 ・ストーカー行為等の規制等 に関する法律 ・人権教育及び人権啓発の推 進に関する法律		
平成13年 (2001年)		・配偶者からの暴力の防止及 び被害者の保護に関する法律	・滋賀県人権尊重 の社会づくり条例	
平成14年 (2002年)		・ホームレスの自立の支援等 に関する特別措置法 ・身体障害者補助犬法 ・人権教育・啓発に関する基 本計画	・滋賀県男女共同 参画推進条例	・地域改善対策特 定事業に係る国の 財政上の特別措 置に関する法律の 期限後における長 浜市の同和行政 のあり方について
平成15年 (2003年)		・個人情報保護に関する法律 ・次世代育成支援対策推進法 ・少子化社会対策基本法	・滋賀県人権施策 基本方針	
平成16年 (2004年)		・性同一性障害者の性別の取 扱いの特例に関する法律	・人権意識高揚のた めの教育・啓発基 本計画	
平成17年 (2005年)	・人権教育のた めの世界計画	・発達障害者支援法 ・犯罪被害者等基本法		
平成18年 (2006年)	・障害者の権利 に関する条約	・高齢者虐待の防止、高齢者 の養護者に対する支援等 に関する法律 ・拉致問題その他北朝鮮当局 による人権侵害問題への対 処に関する法律 ・障害者自立支援法 ・高齢者、障害者等の移動等 の円滑化の促進に関する法 律(通称:バリアフリー新法)		・長浜市人権尊重 都市宣言 ・人権が尊重され るまち長浜をつくる 条例

制定年	国 連	日 本	滋 賀 県	長 浜 市
平成 20 年 (2008 年)		・ハンセン病問題の解決の促進に関する法律 ・青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律		
平成 22 年 (2010 年)	・人権教育のための世界計画 (第2フェーズ)	・子ども・若者育成支援推進法		
平成 23 年 (2011 年)	・人権教育及び研修に関する国連宣言		・滋賀県人権施策推進計画	・長浜市市民自治基本条例 ・長浜市人権施策推進基本計画
平成 24 年 (2012 年)		・障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律		
平成 25 年 (2013 年)		・障害者総合支援法 ・いじめ防止対策推進法 ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律		
平成 26 年 (2014 年)		・過労死等防止対策推進法 ・子どもの貧困対策の推進に関する法律 ・国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律 ・私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律		・健康ながはま 21 (第 3 期)
平成 27 年 (2015 年)	・人権教育のための世界計画 (第3フェーズ) ・持続可能な開発目標(SDGs)	・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律		・長浜市子ども・子育て支援事業計画 ・第 2 期長浜市教育振興基本計画
平成 28 年 (2016 年)		・本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律 ・部落差別の解消の推進に関する法律 ・持続可能な開発目標(SDGs)実施指針	・滋賀県人権施策推進計画改定	
平成 29 年 (2017 年)		・SDGsアクションプラン 2018		・長浜市総合計画
平成 30 年 (2018 年)		・SDGsアクションプラン 2019		・長浜市男女共同参画行動計画(ヒュー・ウー・マンプラン) ・長浜市多文化共生のまちづくり指針行動計画 ・長浜市しょうがい福祉プラン ・第 7 期ゴールドプランながはま 21

3. 計画の策定経過

年月	人権尊重審議会	人権尊重と男女共同参画 推進本部	その他
平成30年 4月			
5月			
6月			
7月	第1回審議会(2日) ・進捗管理報告 ・改定の趣旨、概要説明 ・市民意識調査票に関する協議	第1回幹事会(11日) 第1回本部員会議(17日) ・進捗管理報告 ・改定の趣旨、概要説明 ・市民意識調査票に関する協議	
8月			市民意識調査実施(13日～31日)
9月		第1回改定部会(7日)	
10月		第2回改定部会(24日) ・計画素案に関する協議	
11月	第2回審議会(27日) ・市民意識調査結果報告 ・計画素案に関する協議		各課意見照会(5日～16日)
12月		第2回幹事会(13日) 第2回本部員会議(20日) ・市民意識調査結果報告 ・計画素案に関する協議 ・パブリックコメント実施報告	
平成31年 1月			市議会総務教育常任委員会(17日) パブリックコメント実施(23日～)
2月			パブリックコメント実施(～22日)
3月	第3回審議会(7日) ・パブリックコメント結果報告 ・計画最終案に関する協議	第3回改定部会(1日) 第3回幹事会(13日) 第3回本部員会議(20日) ・パブリックコメント結果報告 ・計画最終案に関する協議	

4 推進体制に関する規則・委員名簿など

(1) 長浜市人権尊重審議会

長浜市人権尊重審議会の組織及び運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、人権が尊重されるまち長浜をつくる条例（平成18年長浜市条例第245号）第6条に規定する長浜市人権尊重審議会（以下「審議会」といいます。）の組織及び運営について、必要な事項を定めます。

(組織)

第2条 審議会は、委員12人以内で組織します。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱します。この場合において、委員の性別構成は、男女いずれも委員の総数の10分の4以上とすることに努めるものとします。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) その他市長が必要と認めた者

2 委員の任期は、2年とします。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。

3 委員は、再任されることができます。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置きます。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定めます。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表します。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理します。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」といいます。）は、会長が招集します。

- 2 会長は、会議の議長となります。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができません。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。

(関係者の出席)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができます。

(小委員会)

第7条 審議会は、専門的に審議する必要があると認める事項が生じたときは、審議会に小委員会を設けることができます。

2 小委員会は、会長が指名する委員をもって組織します。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市民協働部人権施策推進課において処理します。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定めます。

附 則 (平成22年8月1日規則第88号)

この規則は、公布の日から施行します。

附 則 (平成25年10月1日規則第57号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

長浜市人権尊重審議会委員

氏 名	備 考
真山 達志 (会 長)	学識経験者 同志社大学教授
荒木 重幸 (副会長)	学識経験者 滋賀文教短期大学講師
早川 紀久子	長浜市人権尊重都市推進会議 会長
清水 實	長浜市人権尊重都市推進会議
降井 久光	長浜市企業内人権教育推進協議会 会長
小川 淳三	長浜市小・中校長会
玉樹 たまき	長浜人権擁護委員協議会
野田 千代子	長浜市民生委員児童委員協議会
平井 和子	長浜市男女共同参画を進めるパートナーシップ委員会
高橋 静子	市長が必要と認めるもの(女性人材バンク かがやきネット)
富永 喜久男	市長が必要と認めるもの
鳶津 俊治	市長が必要と認めるもの

(順不同・敬称略)

(2) 長浜市人権尊重と男女共同参画推進本部

長浜市人権尊重と男女共同参画推進本部設置規程

(設置)

第1条 人権が尊重される社会の実現及び男女共同参画社会の形成に必要な施策に係る関係部局相互の有機的な連携のもと、総合的かつ効果的に推進するため、長浜市人権尊重と男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 人権が尊重される社会の実現に必要な施策に関する事項
- (2) 男女共同参画社会の形成に必要な施策に関する事項

(組織)

第3条 推進本部は、次に掲げる役員で組織する。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 本部員
- (4) 幹事

2 本部長は、副市長の職にある者をもって充てる。

3 副本部長は、教育長の職にある者をもって充てる。

4 本部員及び幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、推進本部の事務を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

3 本部員は、所掌事務を処理する。

4 幹事は、本部員を補佐し、所掌事務に従事する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部員会議及び幹事会議とする。

2 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成し、本部長が招集し、第2条に規定する事項について審議決定する。

3 幹事会議は、幹事で構成し、市民協働部長が招集し、第2条に規定する事項について協議する。

4 前2項の規定にかかわらず、本部長又は市民協働部長は、審議又は協議する事項
に
関係する役員を招集し、本部員会議又は幹事会議とすることができる。

5 本部員会議及び幹事会議は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聴く
こ
とができる。

(部会)

第6条 推進本部は、所掌事務を推進するにあたり、必要に応じて幹事会議に部会を
置
くことができる。

2 部会は、幹事のうち関係する職にある者及び関係する部局の職員のうち、市民協
働
部長が指名する者をもって構成し、市民協働部長が招集し、推進本部から分掌さ
れ
た事項について協議する。

3 部会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、市民協働部人権施策推進課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長
が
定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年4月1日訓令第45号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日訓令第13号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日訓令第11号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年12月28日訓令第21号)

この規程は、平成22年1月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月1日訓令第18号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日訓令第10号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年7月1日訓令第20号)

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月1日訓令第8号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年4月1日訓令第8号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月1日訓令第1号)

この規程は、平成26年3月1日から施行する。

附 則（平成 26 年 4 月 1 日訓令第 6 号）
この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 4 月 1 日訓令第 3 号）
この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日訓令第 19 号）
この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 7 月 10 日訓令第 29 号）
この規程は、平成 30 年 7 月 10 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

本部員
総務部長 総合政策部長 市民協働部長 市民生活部長 健康福祉部長 産業観光部長 都市建設部長 下水道事業部長 防災危機管理局長 北部振興局長 教育委員会事務局教育部長 会計管理者
幹事
総務部次長 総合政策部次長 市民協働部次長 市民生活部次長 健康福祉部次長 産業観光部次長 都市建設部次長 下水道事業部次長 防災危機管理局副局長 北部振興局次長 教育委員会事務局次長 議会事務局次長 市立長浜病院事務局総務課長

5. 全文紹介

- ★ 長浜市人権尊重都市宣言
- ★ 人権が尊重されるまち長浜をつくる条例
- ★ 世界人権宣言
- ★ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

ながはましじんけんそんちょう と し せんげん 長浜市人権尊重都市宣言

ながはまし じんけん
わたたくしたち長浜市民は、すべてのひとびと 基本的人権が
そんちょう
尊重され、かけがえのないじんせい
じんせい
人生をよりしあわせにすごせる
しゃかい じつげん ねが
社会の実現を願っています。

にほんこくけんぽう せかいじんけんせんげん 基本
わたたくしたちは、日本国憲法および世界人権宣言の基本
せいしん
精神にもとづき、しみんそうご あい しんらい かくりつ つと
市民相互の愛と信頼の確立に努め、あらゆる
さべつ へいわ あか きず
差別のない平和で明るいまちを築くため、ここにながはまし
じんけんそんちょう と し せんげん
「人権尊重都市」とすることを宣言します。

へいせい ねん がつ にち
平成18年9月25日

人権が尊重されるまち長浜をつくる条例

平成18年9月25日

私たちは、生まれや姿、言葉や習慣、価値観や生き方、性別や年齢、一人として同じ人ではありませんが、生きていることの重さや存在に違いはありません。人はけっして一人では生きていけず、多くの命とかわり合い、ときには支え、互いに励まし合っ

て生きています。
ところが、めまぐるしく変化する社会のなかで、知らず知らずのうちに人はこの大切なことを置き忘れ、心の壁をつくってしまうことがあります。

私たちは、どんなときでも、すべての命を尊び、互いに認め合う心を持ち続けている市民でありたいと願っています。その願いを現実にし、あらゆる場面で、あらゆる方法で、市民が一つになって差別のない平和で明るいまちをつくるため、この条例をつくります。

(目的)

第1条 この条例は、市民一人ひとりが人権意識を高め、自らの取り組みにより、人権が尊重されるまち長浜をつくることを目的とします。

(市の役割)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、地域、学校、家庭、企業、関係機関、団体等と協力し合い、必要な施策（以下「施策」といいます。）を進めます。

(市民のつとめ)

第3条 市民は、自ら人権意識を高めるとともに、お互いの人権を尊重し合うように努めます。

(基本計画)

第4条 市は、施策を総合的に進めるための基本となる計画を定めます。

(推進体制の整備)

第5条 市は、施策を効果的に進めるために必要な推進体制の整備に努めます。

(審議会)

第6条 この条例の目的を達成するための重要事項を審議する機関として、長浜市人権尊重審議会（以下「審議会」といいます。）を設けます。

2 審議会の組織、運営その他必要な事項は、市長が別に定めます。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。

世界人権宣言

1948年12月10日採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第一条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第二条

1. すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2. さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第三条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第四条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第五条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第六条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第七条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第八条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第九条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第十条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第十一条

1. 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
2. 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第十二条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第十三条

1. すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
2. すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第十四条

1. すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
2. この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第十五条

1. すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
2. 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第十六条

1. 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
2. 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
3. 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第十七条

1. すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
2. 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第十八条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第十九条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第二十条

1. すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
2. 何人も、結社に属することを強制されない。

第二十一条

1. すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
2. すべての人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第二十二条

すべての人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第二十三条

1. すべての人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
2. すべての人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
3. 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
4. すべての人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第二十四条

すべての人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第二十五条

1. すべての人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
2. 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第二十六条

1. すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
2. 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
3. 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第二十七条

1. すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
2. すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第二十八条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第二十九条

1. すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
2. すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
3. これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第三十条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日

(目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第百二十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

長浜市人権施策推進基本計画

編集・発行 長浜市市民協働部人権施策推進課
〒526-8501 滋賀県長浜市八幡東町632番地

電話 0749-62-4111（代表）

0749-65-6560（直通）

FAX 0749-63-4111（代表）

0749-64-0396（直通）